

飯能市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使い視覚的に表現する言語である。手話を必要とする人たちは、物事を考え、感情を表し、意思を伝え、互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として、手話を大切に育んできた。しかし、長い間、手話が言語であることの理解は広まってこなかった。

また、手話を含む障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を選ぶことができないことで、手話を必要とする人その他の障害者は、日常生活又は社会生活において相当な制限を受け、災害その他非常の事態においても情報の取得が困難な状況に置かれている。

障害者基本法は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることとしている。

こうした背景から、私たちは、手話が言語であることの普及に努めるとともに、障害者にとって障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が必要であることを正しく理解し、当該意思疎通手段が利用しやすいものとなるように環境を整えていく必要がある。

私たちは、障害があっても何ら不自由なく自らの意思を相手に伝え、相互に意思疎通を図ることができる環境づくりを推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の推進する施策を定めることにより、障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 意思疎通手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、点字、触手話、拡大文字、情報通信機器、平易な表現その他情報を取得し、及び利用し、並びに意思疎通を図るための手段をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

- 2 手話言語の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識の下に行われなければならない。
- 3 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、障害者が障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を選択する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するための合理的な配慮を行うものとする。

(施策の推進等)

第7条 市は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進するため、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

(1) 手話が言語であることの普及に関する施策

(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進に関する施策

(3) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

(4) その他市長が必要と認める施策

2 市は、災害その他非常の事態において、障害者に対し、情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の聴取)

第8条 市は、前条第1項に掲げる施策を推進し、及び同条第2項に規定する措置を講ずるため、必要があると認めるときは、障害者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。